

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、**「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!**



- クーリング・オフの手続きの手順**
- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。
 - 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
 - 3 ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
 - 4 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社×××× 〇〇営業所
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日
 新潟市〇区〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフができる場合・期間など
詳しくは消費生活センターへ

※クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。販売員などから強引な勧誘を受け、契約してしまった場合などに利用できます。

特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘販売をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。また、消費者が勧誘を断った場合に、勧誘を続ける行為も禁止されています。



クーリング・オフ期間を過ぎていても、
専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。
あきらめないで、まずは相談を!

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

新潟市消費生活センター

〒951-8507 新潟市中央区西堀前通6番町894番地1(西堀ローサ内)

☎025-228-8100

消費生活相談

相談日 日曜日～金曜日
 (祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日を除く)
 相談時間 午前9時～午後4時半 *来所相談は予約制

多重債務相談

相談日 月曜日～金曜日、第2・4日曜日
 (祝日、振替休日、年末年始、臨時休館日を除く)
 相談時間 午前9時～午後4時 *来所相談は予約制

**消費生活センターって
どんなところ?**

- ・消費者が商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関して、専門の消費生活相談員が相談に応じています。
- ・トラブル解決のための助言、あっせん(消費者が当事者として事業者と交渉する際の手助け)、情報提供などを行っています。
- ・本人だけでなく、家族やヘルパーなどの周りの人も問い合わせいただけます。

このリーフレットについてのお問い合わせ ●新潟市消費生活センター ☎025-228-8102 令和4年9月作成

関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン

高齢者被害防止戦隊

ミマモルンジャー



通信販売
トラブル

困っている様子の方に
キクンジャー

変わった様子がないか
ミルンジャー

普段からいろいろ
ハナスンジャー

点検商法

**高齢者の悪質商法被害
防ごう!みんなの見守りの力で!!**

日曜日
相談できます

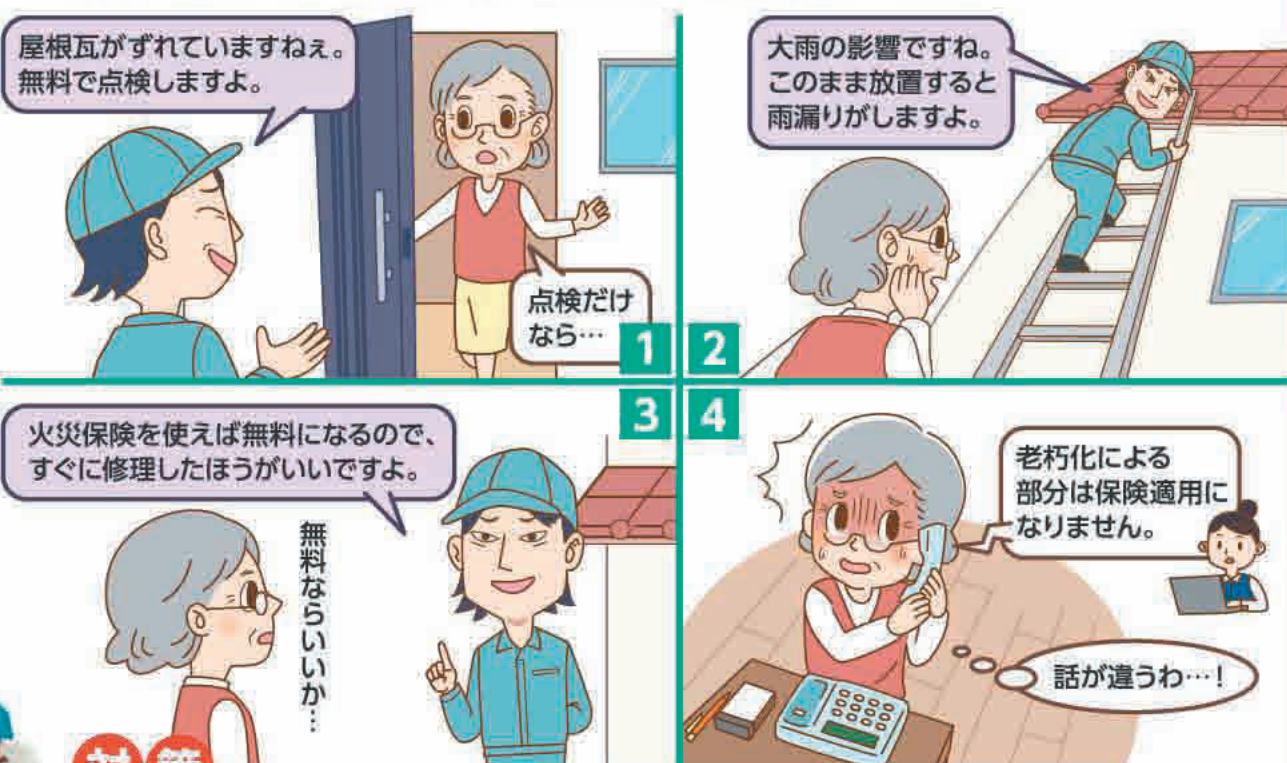
新潟市消費生活センター

☎025-228-8100

「あれっ?おかしいな?」と思ったら、ためらわず相談!悪質商法をみんなで防止!

点検商法

「このままだと大変なことになる」など不安をあおる文句で契約を迫られた!



対策

- ◆その場で判断しない。
- ◆少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。

ここが見守りポイント!

- 見慣れない工事業者がたびたび出入りしていないか気にかける。
「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気付くことも。

通信販売トラブル

「お試し価格」で購入したら、「定期購入が条件」だった!



対策

- ◆SNSやネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- ◆通信販売で商品を購入する際は、注文する前に購入・返品条件をよく確認する。

ここが見守りポイント!

- 見慣れない商品が増えたり、定期的に同じ商品が届いていないか気にかける。

インターネット接続

「安くなる」はずが、前より高額になった!



対策

- ◆事業者の説明をうのみにせず、契約内容をしっかり確認する。
- ◆必要がなければきっぱり断る。

通信回線契約は、クーリング・オフ制度の適用がありません。電気通信事業法により「初期契約解除制度」などの類似した制度があります。

ここが見守りポイント!

- 見慣れない契約書や請求書がないか気にかける。

架空・不当請求

身に覚えのない請求がきた!



対策

- ◆相手の電話番号が記載されていても、絶対に連絡しない。
- ◆連絡してしまい金銭を要求されても、絶対に支払わない。

SMSのほか、はがきや封書を送りつける手口もあります。

訪問購入(押し買い)

「不用品の買い取り」のはずが、強引に貴金属を買い取られた!



対策

- ◆売らなかつた品物の売却を迫られたら、きっぱりと断る。

いったん品物を渡してしまうと、取り戻すのは困難です。